

【緊急！】消費者トラブル注意報 第77号 情報商材購入トラブル

【相談事例】

- ・ちょっとした収入がほしいと思い、ネットで検索したところ、副業サイトを見つけ、情報商材（金儲けの方法）を100万円で購入した。高額だったが「家にいながら、楽しんで絶対に、そしてすぐさま儲かる。」とのことだったので、半信半疑だったが支払った。届いた情報商材を試みたが、簡単だと聞いていたのに何の事だか全く分からず、稼ぐことができない。既払金を返してほしい。
- ・絶対に儲かると謳った^{うた}ビジネスに、ネットで会員登録し情報商材を購入したが、全く儲からない。事業者とは連絡が取れなくなった。既払金を返してほしい。
- ・説明会で「広告をするだけで簡単に儲かる。」と言われて、高額の契約をした。その後不審に思うことが多々あり、解約したものの既払金が返ってこない。

【消費者へのメッセージ】

- ・「少しでも生活の足しになれば。」という思いは多くの方にあると思います。そんな心理に付け込む、「誰でも」「簡単に」「絶対に」「楽に」儲かると謳った^{うた}仕事は...「絶対に」ない!!!信じてはいけません!!!
- ・最初に高額な費用負担を強いられるもの、具体的内容がよく分からないもの、根拠もないのに魅力的なフレーズばかり並べたものには、「絶対に」手を出してはいけません!!!
- ・一旦支払ったお金を取り戻すことは、かなり困難です。
- ・トラブルにあったら、お住まいの自治体の消費生活相談窓口やセンターへ御相談ください。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時)